

審査請求第2号
事務連絡
令和8年4月27日

運輸審議会会長 堀川 義弘 殿

審理員 水野 寿洋

物件の提出について（依頼）

審査請求人の申立てを受け、審査請求の審理のために必要と判断しましたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条の規定により、下記のとおり物件の提出をお願いします。つきましては、物件提出依頼回答書に、必要な事項を記載して、令和8年5月25日までにお送りください。

また、物件の提出に際しては、物件送付通知書を添付してください。

記

1. 審査請求

国土交通大臣が行った東日本旅客鉄道株式会社による鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請に関する令和7年8月1日付け認可処分に対する審査請求（審査請求第2号）

2. 審査請求人の住所又は居所及び氏名



小井土 直樹

3. 提出を求める物件の名称及び数量

運輸審議会における現地視察の結果報告書

4. 提出を求める物件の提出期限

令和8年5月25日

5. 提出を求める物件の提出先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

審理員 国土交通省鉄道局技術企画課技術基準管理官 水野 寿洋

注 本件審査請求の審査請求人は、この物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、閲覧等を求めることができますので、あらかじめご承知おきください。なお、物件送付通知書には、この閲覧等に対する貴殿の意見を記入することができます。

物件提出依頼回答書

審査請求第2号
国運審第1号
令和8年5月25日

審理員 水野 寿洋 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘
(公 印 省 略)

令和8年4月27日付け事務連絡をもって依頼のあった、国土交通大臣が行った東日本旅客鉄道株式会社による鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請に関する令和7年8月1日付け認可処分に対する審査請求（審査請求第2号）に係る審理のための物件を提出することについては、下記のとおり回答します。

記

1. 運輸審議会における現地視察の結果報告書

不存在